

# 認可地縁団体の手引き

## I 認可申請の手続き

- 1 認可地縁団体とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 認可事務の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 認可の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 総会の議決・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 認可の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 7 認可の告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## II 認可後の地縁団体

- 1 認可地縁団体の権利と義務・・・・・・・・・・ 4
- 2 各種課税の減免申請・・・・・・・・・・ 7
- 3 不動産登記・・・・・・・・・・ 7
- 4 印鑑登録・・・・・・・・・・ 7
- 5 各種証明書の交付申請・・・・・・・・・・ 8
- 6 告示事項の変更の届出・・・・・・・・・・ 8
- 7 規約の変更の届出・・・・・・・・・・ 8

## III 認可の取り消しと解散

- 1 認可の取り消し・・・・・・・・・・ 9
- 2 解散・・・・・・・・・・ 9

## IV 不動産にかかる登記の特例

- 1 登記の特例とは・・・・・・・・・・ 11
- 2 適用の要件・・・・・・・・・・ 11
- 3 申請手続き・・・・・・・・・・ 11
- 4 公告・・・・・・・・・・ 13
- 5 公告後の手続き・・・・・・・・・・ 13
- 6 登記の特例事務の流れ・・・・・・・・・・ 14

## V 認可地縁団体同士の合併

- 1 背景・・・・・・・・・・ 15
- 2 合併の方法・・・・・・・・・・ 15
- 3 合併の認可の申請・・・・・・・・・・ 15
- 4 合併の手続きの流れ・・・・・・・・・・ 16
- 5 合併の認可・・・・・・・・・・ 18
- 6 債権者保護手続き・・・・・・・・・・ 18
- 7 合併の認可の告示・・・・・・・・・・ 18

## VI 資料

- 1 規約例・・・・・・・・・・ 19
- 2 議事録例・・・・・・・・・・ 25

# I 認可申請の手続き

## 1 認可地縁団体とは

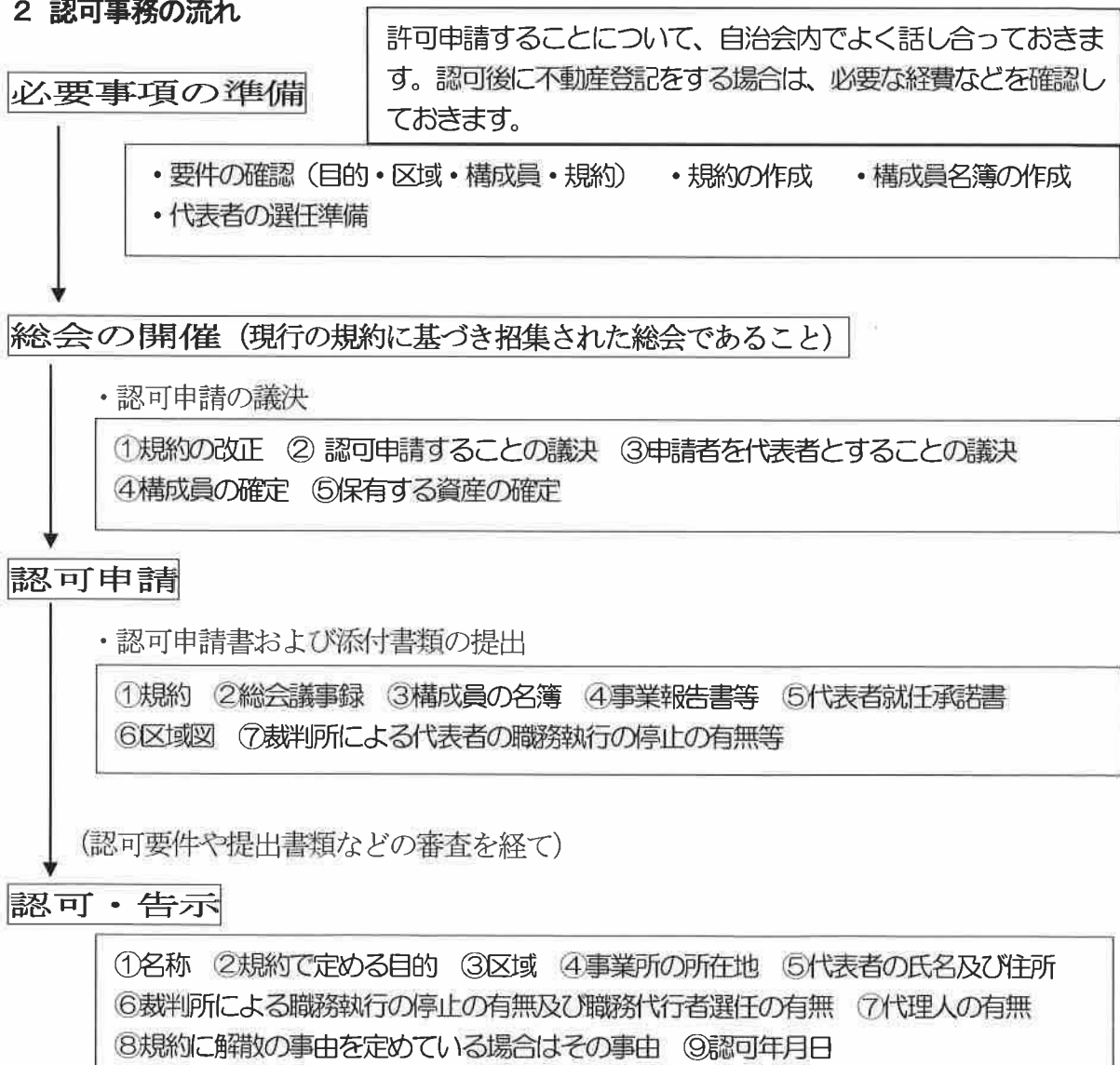
「地縁による団体」とは、「一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と地方自治法（以下「法」という。）に定義されており、一定の地域に住所を有することのみを構成員の資格としています。したがって、自治会等のように、区域に住所を有する人は誰でも構成員になることができ、良好な地域社会の維持・形成を目的として、住民の自主性により組織された団体は、地縁による団体であると考えられます。

これまで、地縁による団体は、法人格を取得できなかったため、所有する集会所等の不動産を代表者個人の名義などで登記をせざるを得ず、様々な問題が生じていました。

このことから、平成3年4月に法が改正され、一定の要件のもとに、市長の認可によって、法人格を取得できることになりました。このようにして法人格を取得した地縁による団体のことを「認可地縁団体」といいます。【法第260条の2】

※認可申請要件「不動産等の保有」は令和3年11月から削除され、不動産等の保有の有無に関わらず地域的な共同活動を円滑に行うことを目的として、認可を受けることができるようになりました。

## 2 認可事務の流れ



### 3 認可の要件【法第260条の2第2項各号】

項目	要件	補足説明
目的	その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること	<p>※「<u>良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動</u>」を行うことを目的とすることを規約に明記すること。</p> <p>※住民相互の連絡（回覧板、会報等）、環境の整備（清掃及び美化活動）、集会所の維持管理などの具体的な共同活動の内容を明らかにすること。</p> <p>※団体の活動内容が、スポーツ活動や芸術活動など<u>特定分野に限る場合や、老人会や女性部など年齢や性別などの加入要件がある場合は、該当しません。</u></p> <p>※「現にその活動を行っていること」は、総会に提出された前年度の活動実績報告書などで確認します。</p>
区域	その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。	※新たに区域を設定するのではなく、現況の区域によること。
構成員	その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、現にその相当数の者が構成員となっていること。	<p>※ 区域に住所を有するすべての個人が構成員となれる旨を規約に記載すること。</p> <p>※ 相当数の者が現に構成員となっていることが、構成員名簿で確認できること。</p> <p>※「すべての個人」とは、「年齢・性別等を問わずその区域に住所を有する個人すべて」です。</p> <p>※「相当数の者」とは、区域住民の過半数とします。</p>
規約	①から⑧の項目を記載していること。I 3 (1) 参照	

#### (1) 規約の必須項目【法第260条の2第3項】

必須内容	内容
① 目的	特定活動ではなく、「 <u>良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと</u> 」が目的である旨を明記します。
② 名称	団体の正式名称を記載します。（新たに正式名称を作る必要はありません）
③ 区域	「〇町△丁目全域」や「〇町×番地△から×番地□まで」「〇町■番地のうち☆川の北の区域」など、客観的にわかるものとしします。
④ 主たる事務所の所在地	事務所を設けていない場合は、集会施設の所在地又は代表者の自宅でも可能です。（例）「〇〇集会所におく」「代表者の自宅におく」
⑤ 構成員の資格に関する事項	構成員の基本は区域内に住所を有するすべての個人であり、区域の全員が加入できること、正当な理由がない限り区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを明記します。 ※年齢や性別等の要件を資格に定めてはいけません。
⑥ 代表者に関する事項	代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事項があれば明記します。
⑦ 会議に関する事項	総会（通常・臨時）の招集方法、議決方法、議決事項を明記します。議事録を作成する必要性についても明記します。

⑧	資産に関する事項	負債を除くすべての資産の構成、取得、管理、処分の方法を定める必要があるため、「財産目録」を作成します。規約には「(例) 資産の構成は、 <u>別に定める財産目録による</u> 」とします。
---	----------	--

規約の変更に関する事項・解散に関する事項・残余財産の処分に関する事項なども定めておくといでしょう。

#### 4 総会の議決

現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、認可の申請書類に明記すべき事項（規約の決定、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定、保有財産の確定）についても審議します。特に規約は必ず見直しをし、認可要件を満たさない場合は規約の改正をします。

#### 5 認可の申請

総会において認可を申請する旨の議決を得た団体の代表者は、認可申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて、申請します。

書類		留意事項
①	規約	I 3(1)参照で示した8つの必須事項がもれなく規定されていること。
②	認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印が必要）が必要です。
③	構成員の名簿	構成員全員の氏名及び住所が記載されているものであれば、様式は問いません。住民の過半数が必要です。
④	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	総会資料（前年度の事業報告書と決算書、当該年度の事業計画書と予算書）を添付します。
⑤	申請者が代表者であることの書類（ <u>代表者就任承諾書：様式2</u> ）	申請者を代表に選出する旨を決定した総会の議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印が必要）も添付します。
⑥	区域図	地点図、住宅地図等で、規約で定める区域が確認できる図面を添付します。
⑦	<u>裁判所による代表者の職務執行の停止の有無等（様式3）</u>	

## 6 認可【法第260条の2第5項】

認可要件や提出書類などを審査し、要件を満たしている場合は、速やかに認可をし、認可決定通知書（様式4）により通知します。

※認可によって法人格を得るので、法人登記は必要ありません。

## 7 認可の告示【法第260条の2第5項】

認可後はつぎの事項を告示し、地縁団体台帳（様式5）に記載します。  
この告示は、法人登記と同様の効力を持ちます。

- |  |
|--|
| ① 名称 ② 規約に定める目的 ③ 区域 ④ 主たる事務所 ⑤ 代表者の氏名及び住所<br>⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無<br>（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）<br>⑦ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）<br>⑧ 規約に解散の事由を定めたときはその事由 ⑨ 認可年月日 |
|--|

## II 認可後の地縁団体

### 1 認可地縁団体の権利と義務

認可後は法的な位置づけが変わり、権利や義務を有しますが、行政組織等の一部になるわけではないので、従来の自治会活動や市との関係は変わりません【法260条の2第6項】。

#### (1) 権利

- ① 団体名義での資産の登記ができます。
- ② 団体名義での法律行為（契約など）を行うことができます。

#### (2) 義務

納税	・法人の設立に関する届出等を県税事務所、市役所税務課に提出します。 ・法人としての納税義務が発生します。 ※収益事業を行わない場合は、減免となる場合があります。（Ⅱ2）
変更の届出	② 告示事項の変更手続き（Ⅱ6）【法第260条の2第11項】 ③ 規約の変更手続き（Ⅱ7）【法第260条の3】
財産目録、構成員名簿の作成と備え置き	・財産目録・認可を受けるとき及び毎年度終了時に作成します。 ・構成員名簿・構成員の変更があるごとに必要な変更を加えます。 ※どちらも事務所に備え置きます。認可申請時以外は、市への報告・提出は不要です。 【法第260条の4】
総会の開催	別途記述
留意事項	① その区域に住所を有する個人の加入拒否の原則的禁止 【法第260条の2第7項】 ② 民主的運営・自主的活動の原則【法第260条の2第8項】 ③ 構成員に対する不当な差別的取扱いの禁止【法第260条の2第8項】

	④ 特定の政党のための活動の禁止【法第260条の2第9項】 ⑤ 代表者等が職務上他人に加えた損害は、認可地縁団体に賠償責任がある。【法第260条の2第15項】
--	--

☆ 総会開催の義務【法第260条の13、15～18】について

- ・少なくとも毎年1回、通常総会を年度終了後3月以内に開催します。
- ・招集通知は5日前までに、目的事項を示し、規約に定めた方法に従って行います。
- ・団体の事務は、規約で別途定めるものを除き、全て総会の決議が必要です。
- ・総会に出席しない構成員は、書面又は代理人による表決が可能です。

※ (令和3年9月1日施行) 規約または総会の決議により、書面にかえて電磁的方法による表決も可能になりました。

(電磁的方法の例)

- ・電子メールなどによる送信、
- ・ウェブサイト・アプリケーションを利用
- ・情報をディスクなどに記録して当該ディスクなどを交付する方法 など

【評決権について】

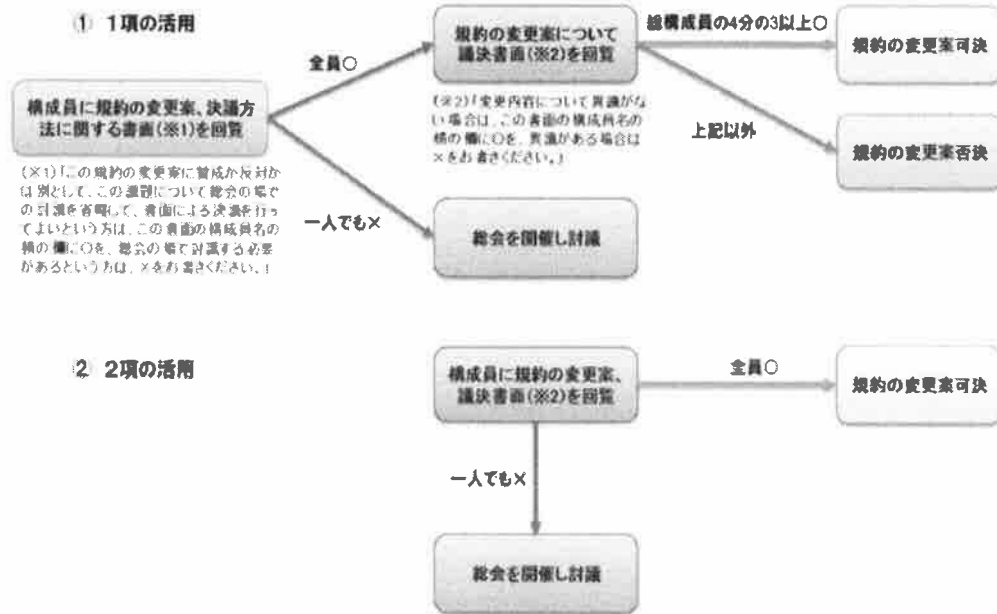
評決権	1人1票	世帯単位で1票 (規約に規定を加えること)
事項	・規約の変更・財産処分・解散の議決・代表者及び監事の選任事項 (ほか、重要事項の変更)	・事業計画、予算 ・事業報告、決算 (ほか、小さな変更)
定定数	総会員の2分の1	世帯数の2分の1
議決	総会員の4分の3以上(代表者及び幹事の選任は出席会員)	出席世帯の過半数以上
委任	世帯の代表のみが出席する場合は同じ世帯の構成員の委任状が必要	世帯の代表のみが出席する場合は同じ世帯の構成員の委任状は不要

【総会を開催せずに決議をする場合】(令和4年8月20日施行)

方法1 (法第260条の19の2第1項)	方法2 (法第260条の19の2第2項)
①総会を省略するかどうかを書面又はデジタルで問う ②構成員全員が賛成した場合は、総会を省略し、書面又はデジタルで総会の議案を採決する ③構成員の一人でも総会の省略に反対した場合は、総会を開催する	①総会の議案について、書面又はデジタルで問う ②構成員全員が賛成した場合は、議案は可決 ③構成員の一人でも議案に反対した場合は、総会を開催し、再度討議する

⇒この場合、「総会で議決したことを証する書類(総会議事録)」を提出する際は、「書面(電磁的方法)により議決したことを証する処理(例:書面表決の結果に関する構成員への周知文書)」を提出します。

今回の改正は、総会を開催することなく総会の決議があった場合と同一の効力を認めるものであり、総会の場での討議を省略するという意味で、例外を特別に認めるものです。したがって、活用する場合は、必ず全員の承諾を得てください。



例えば、認可地縁団体が次回開催予定の総会において規約の変更をしたいと考えた場合（1項・2項とも書面による決議を行う場合）、

**① 1項を活用**

- (1) 事前に、構成員に規約の変更案を回覧する際に、「この規約の変更案に賛成するか反対するかは別として、この議題について総会の場での討議を省略して、書面による決議を行ってよいという方は、この書面の構成員名の横の欄に○を、総会の場で討議する必要があるという方は、×をお書きください。」という書面を添えて回覧する。
- (2) (a) 構成員全員が当該書面に○を書き入れて回覧が戻ってきた場合は、次に、「変更内容について異議がない場合は、この書面の構成員名の横の欄に○を、異議がある場合は×をお書きください。」という議決書面を回覧する。
- (b) 上記(1)について、×が1つでもついて戻ってきた場合は、通常どおり、総会を開催し討議する。
- (3) (2) (a)の場合、回覧後、戻ってきた書面を見て、「規約の変更」に必要な決議要件（○が総構成員の4分の3以上）を満たせば、規約の変更案が可決されることになり、×が多く決議要件を満たさなければ、否決されることになる。

**② 2項を活用**

- (1) 事前に、構成員に規約の変更案を回覧する際に、「変更内容について異議がない場合は、この書面の構成員名の横の欄に○を、異議がある場合は×をお書きください。」という議決書面を添えて回覧する。
- (2) (a) 構成員全員が当該議決書面に○を書き入れて回覧が戻ってきた場合は、その時点で、規約の変更の決議があったものとなる。当然、次の総会において規約の変更が議題として扱われることはなく、他に総会の議題がなければ、総会は開催されないこととなる。
- (b) 上記(1)について、×が1つでもついて戻ってきた場合は、通常どおり、総会を開催し討議する。

## 2 各種課税の減免申請

認可後は、納税義務が発生しますが、収益を伴わないものは減免の対象となる場合があります。また減免を受けるには減免申請が必要になります。各担当窓口にお問い合わせください。

市税	法人市民税	税務課収納係	0827-59-2127
	固定資産税	税務課資産税係	0827-59-2129
県税	各種県税	西部県税事務所廿日市分室	0829-32-1181
国税	各種国税	廿日市税務署	0829-32-1217

税の種類		認可地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割のみ課税 (減免制度あり)	均等割と法人税額(所得割額)課税
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 減免制度あり	固定資産税の評価額で課税 減免制度あり
県税	法人県民税	均等割のみ課税 (減免制度あり)	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免制度あり	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

## 3 不動産登記

広島法務局廿日市支局（電話 0829-31-0164）にお問い合わせください。

※必要となる「認可地縁団体告示事項証明書」「認可地縁団体印鑑登録証明書」は大竹市役所で発行できます。（Ⅱ 6（1）（2））

## 4 印鑑登録

認可を受けた地縁団体の代表者等は、地縁団体の印鑑を登録することができます。

必要書類等 ①認可地縁団体印鑑登録申請書（別に定め有り）

②代表者等の印鑑（印鑑登録をしてあるもの）

③代表者等の個人の印鑑登録証明書 ④登録したい団体の印鑑

登録先 市民課戸籍住民係

登録できる印鑑は、1団体につき1個です。以下の印鑑は登録できません。

- ・ゴム印その他変形しやすいもの
- ・印影が鮮明でないもの
- ・印影の大きさが、1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ・その他登録する印鑑として適当でないもの

※代表者を変更すると、登録内容が無効になります。新たに登録してください。

## 5 各種証明書の交付請求（※交付までに数日を要します）

### （1）告示事項証明書

告示された事項についての証明が必要な場合は、だれでも請求することができます。

必要書類 認可地縁団体告示事項証明書交付申請書（様式6）

提出先 市民課自治振興係（手数料200円）

### （2）印鑑登録証明書

印鑑登録をした代表者等は、登録した印鑑の証明書の交付を申請できます。

（代表者等以外が申請する場合は委任状が別途必要です。）

必要書類等 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（別に定め有り）

（登録印の押印、代表者等の登録印による押印が必要です）

申請先 市民課戸籍住民係（手数料200円）

## 6 告示事項（I⑦）の変更の届出【法第162条の2第11項】

告示事項変更届出書（様式7）に、次に掲げる書類を添えて届出します。

変更があった旨を称する書類	総会資料・総会議事録 （議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印が必要。）
<u>規約変更認可申請書（様式8）</u>	規約に変更があった場合（II8参照）
<u>代表者就任承諾書（様式2）</u>	代表者に変更した場合

## 7 規約（I3(4)）の変更の届出【法第260条の3】

規約変更認可申請書（様式8）に、次に掲げる書類を添えて申請し、認可を受けます。

規約の変更の内容及び理由を記載した書類	総会資料 （新規規約・変更部分の新旧対照表・変更理由が必要）
変更を総会で議決したことを証する書類	総会議事録 （議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印が必要）
<u>告示事項変更届出書（様式7）</u>	告示事項（「団体の名称」「事務所の所在地」「規約に定める目的」）を変更する場合

- ※ 認可後に効力が発生します。（法第260条の3第2項）
- ※ 規約の変更は、総会で総構成員の3/4以上の議決が必要です。
- ※ 運営細則等の変更の場合は、認可申請書の提出は不要です。

### Ⅲ 認可の取り消しと解散

#### 1 認可の取り消し【法第 260 条の 2 第 14 項】

つぎのいずれかに該当する場合は、認可を取り消すことがあります。

- ① その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ② 相当の期間にわたって活動していないとき
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められないとき
- ⑤ 代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

#### 2 解散【法第 260 条の 20】

つぎのいずれかに該当する場合は、認可地縁団体は解散します。

解散届出書（様式 9）に解散を総会で議決したことを証する書類を添えて、届出をします。

- ① 規約に定めた解散事項が生じたとき
- ② 破産手続開始を決定したとき【法第 260 条の 22】
- ③ 認可を取り消されたとき
- ④ 構成員の 4 分の 3 以上承諾のある総会の決議があったとき【法第 269 条の 21】
- ⑤ 構成員が欠けたとき

★解散届出書の提出前には総会を開催し、以下の決議を行います。

- ① 解散【法 260 条の 20 第 4 号】
- ② 財産の処分【規約】
- ③ 財産（資産・負債）の帰属先【法 260 条の 31】
- ④ 清算の手続（ア 清算人の選任【法 260 条の 24】）（イ 公告の手続【法 260 条の 28】）
- ⑤ 任意団体としての設立に関する決議（この部分は別の総会でもよい）
  - ・代表者（会長）・役員選出 ※任意団体として活動を継続する場合
  - ・規約の制定 ・事業計画案、予算案など

※③帰属先は、地方公共団体や、類似の目的をもつ団体にするよう、規約で定めるとよいでしょう

※ 破産・解散・清算は、裁判所の監督の下に所定の手続きを進めてください。

#### (2) 解散告示

審査し認められれば、その旨を告示し、地縁団体台帳（様式 5）に記載するとともに、「地方自治法第 260 条の 2 に基づく地縁による団体の解散について（通知）（様式 10）」により通知します。

【告示事項】（破産による場合を除く。）

- ①名称
- ②区域
- ③主たる事務所
- ④清算人氏名及び住所
- ⑤解散の事由
- ⑥解散年月日

★清算人による清算手続き【法第260条の24～32】

※ 代表者が清算人になります。

※ 清算人は、官報で解散の公告を行います。公告の方法や掲載料金については、広島官報販売所（広島市中区上八丁堀7-27 電話082-962-3590）にお問い合わせください。

**（3）残余財産の処分の申請**

財産の帰属先を規約で指定していない場合は、残余財産の処分の認可を得る必要があるため、清算人は、「残余財産処分認可申請書」（様式11）に以下の書類を添えて、申請します。

① 財産目録（様式12）

② 残余財産処分方法書（様式13）

③ 残余財産の帰属者の同意書（様式14）

④ 残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類

**（4）残余財産処分の認可・通知**

残余財産の処分の申請に基づいて、残余財産の処分を認可したときは、「残余財産処分認可通知書」（様式15）により通知します。

**（5）清算終了届出**

清算人は、すべての清算手続きが完了したときは、清算終了届出書（様式16）に必要な応じ、以下の書類を添えて、届出をします。

① 清算書 ② 受領書 ③ 解散通知書

**（6）清算終了告示**

清算終了届出書に基づき、清算終了について告示し、地縁団体台帳（様式5）に記載するとともに、申請者（清算人）に「地方自治法260条の2に基づく地縁による団体の清算終了について（通知）」（様式17）により通知します。

**【告示事項】**

① 名称 ② 区域 ③ 主たる事務所 ④ 清算人氏名及び住所 ⑤ 清算終了年月日

## IV 不動産に係る登記の特例【法第260条の46-47】

### 1 登記の特例とは

認可地縁団体が所有する不動産について、登記名義人が多数で相続登記がされていないなど、登記義務者が判明しない場合があり、所有権の移転の登記などについて不動産登記法に則った手続きをとることが困難な状況にありました。

そこで平成27年4月に法が改正され、適用の要件を満たす場合、市に公告申請を行い、3ヶ月以上の公告期間ののち「異議がなかった」旨を証する書面を交付されることによって、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができる（法第260条の46）、不動産の特例制度が創設されました。

### 2 適用の要件（法第260条の46）

①	当該不動産を所有している。 （法第260条の46第1項第1号）	地縁団体が登記できなかったため便宜上構成員等が登記名義人になっている不動産が対象です。
②	当該不動産を10年以上、所有の意思をもって平穏かつ公然と占有している。 （法第260条の46第1項第2号）	森林の維持管理をしている、などは占有していると考えられます。
③	当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが、認可地縁団体の構成員（又はかつて構成員であった者）である。 （法第260条の46第1項第3号）	第三者が登記名義人となっていたり、構成員が個人的に所有している不動産は対象外です。
④	当該不動産の登記関係者（表題部所有者・所有権の登記名義人・これらの相続人）の全部または一部の所在が知らない。 （法第260条の46第1項第4号）	登記義務者を探し出すことが困難で登記の移転が進まないことを受けて創設されました。登記関係者を全て探すことができた場合は、不動産登記法の原則どおり共同申請を行います。

### 3 申請手続き

「所有不動産の登記移転等に係る公告申請書」（様式18）にア～エの書類を添えて、申請します。

ア	申請不動産の登記事項証明書	広島法務局廿日市支局で取得します （電話 0829-31-0305）
イ	特例適用を申請することの議決が確認できる総会議事録	議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印されたもの
ウ	申請者が代表者であることを証する書類	認可申請を行ったときに提出したものと同じです。（I-5-⑤） 認可申請時から代表者に変更が生じた場合は、告示事項変更を行ったときに提出したものと同じです。（II-7-①・②）
エ	特例を受けるための一定要件（IV-2）を満たすことを疎明する書類	別途記載

☆特例を受けるための一定要件（Ⅳ-2）を満たすことを疎明する書類

当該不動産を所有している。 当該不動産を10年以上、所有の意思をもって平穩かつ公然と占有している	必須	会計報告書等 (申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載されたもの) ※記載されていない場合は提出不要です
	いずれか (10年以上前と申請時点の両方が必要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共料金の支払領収書</li> <li>閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本(法務局)</li> <li>旧土地台帳(昭和12年頃まで利用された土地の所有者情報記録台帳)の写し(法務局)</li> <li>固定資産税の納税証明</li> <li>固定資産税課税台帳の記載事項証明書</li> </ul> <p>■ これらの資料の宛先又は名義が認可地縁団体の構成員(構成員であった者)の場合は、認可地縁団体を宛先又は名義とできなかったことを確認します。</p> <p>■ 自治会内の組織が管理している場合(共有林管理委員会等)の場合は、その組織が自治会内の組織であることの証明書も必要</p>
	ない場合	<p>必須</p> <p>上記資料の入手が困難な理由書</p> <p>申請不動産を所有又は占有していることについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請不動産の隣地の所有権の登記名義人の証言を記載した書面</li> <li>申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者の証言を記載した書面</li> <li>占有及び利用状況を証する写真等</li> </ul>
当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員(又はかつて構成員であった者)である	必須 (いずれか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可地縁団体の構成員名簿</li> <li>市民課が保有する地縁団体台帳</li> <li>墓地の使用者名簿(申請不動産が墓地である場合)</li> </ul>
	入手困難な場合(両方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記資料の入手が困難な理由書</li> <li>申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者の証言を記載した書面</li> </ul>
登記関係者の全部又は一部の所在が知れない	いずれか少なくとも1人分	<ul style="list-style-type: none"> <li>登記記録上の住所地の市区町村長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面(不在証明書)</li> <li>登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面</li> <li>申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在地を知らない旨の証言を記載した書面</li> </ul> <p>※登記関係者のうち1名の所在が不明であることを証明すればよいことになるため、当該事項を疎明するにあたっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことの同意書を得ておきます。</p>

## 4 公告

申請要件を満たしている場合、市は次の事項について公告（3ヶ月）します。

- ① 認可地縁団体の名称、区域、主たる事務所
- ② 申請のあった不動産に関する事項（所在地、面積、所有者の氏名及び住所等）
- ③ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、異議を述べることのできる範囲（申請不動産の「表題部所有者」「所有権の登記名義人又はこれらの相続人」「所有権を有することを疎明する者」（以下「登記関係者」という）
- ④ 異議を申し出ることができる期間及び方法

## 5 公告後の手続き

### ① 異議申し立てがなかった場合

登記関係者等の同意があったとみなされます。

「公告結果（承諾）の情報提供依頼書（様式19）」の提出をうけ、認可地縁団体に対して、「公告結果（承諾）の情報提供（様式20）」により、情報提供します。（手数料200円）

これ以降、特例措置の対象となる不動産を管轄している法務局で登記の手続きを行うことができます。（法務局にお問い合わせください）

### ② 異議申し立てがあった場合

登記関係者等は、申請不動産の登記移転等に係る異議申立書（様式21）に、つぎの書類を添えて申し立てします。

登記関係者等の別	登記関係者等である旨	申請者の氏名及び住所確認
表題部所有者 または所有権の登記名義人	・登記事項証明書	・住民票の写し ・戸籍の附票の写し
表題部所有者 または所有権の登記名義人の相続人	・登記事項証明書 ・戸籍謄抄本	
所有権を有することを疎明する者 （登記名義人やその相続人以外の者）	・所有権を有する旨を疎明する資料 （例）異議を述べる登記関係者に所有権が異動した事実のわかる書類 （売買契約書等）	

異議を申述した者に係る資格要件の確認を行い、資格が認められた場合は、当該申出書に記載された事項について、その後の当事者間での協議等を円滑にするため、市から認可地縁団体に公告結果（異議申出あり）通知書（様式22）で通知をします。

## 6 登記の特例事務の流れ

### 必要事項の準備

- ・申請不動産の所有者の把握
- ・所在が判明している登記関係者から、特例適用の申請について同意を得ておく

### 総会の開催 (IV-3-I参照)

- ・以下の内容についての議決
- ・申請不動産の所有に至った経緯についての議決
  - ・特例適用を申請する旨の議決

### 申請

#### 公告申請書及び添付書類の提出

- ① 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
  - ② 特例適用を申請することの議決が確認できる総会議事録
  - ③ 申請者が代表者であることを証する書類
  - ④ 特例を受けるための要件を満たすことを疎明するに足る書類

(申請要件や提出書類などの審査を経て)

### 公告 (3ヶ月以上)

- ① 認可地縁団体の名称、区域、及び主たる事務所
  - ② 申請のあった不動産に関する事項 (所在地、面積、所有者の住所、氏名等)
  - ③ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて意見を述べることができる者の範囲 (「申請不動産の表題部所有者」「所有権の登記名義人又はこれらの相続人」「所有権を有することを疎明する者」)
  - ④ 異議を述べることができる期間及び方法

### 情報提供

異議がなかった場合	<p>○関係者の承諾があったとみなされる○</p> <p>認可地縁団体の求めをうけて、市は認可地縁団体に「公告をしたこと」「登記関係者が期間内に異議を申し立てなかったこと」を証する書類を提供</p> <p>↓</p> <p>認可地縁団体は、この情報提供の書面を含む必要書類によって、法務局で登記の申請を行う</p>
異議があった場合	<p>○公告による手続きは終了○</p> <p>市は、異議を述べた登記関係者の氏名や住所、異議の理由などを通知</p> <p>↓</p> <p>認可地縁団体は、異議を述べた登記関係者と協議を行うことが可能になる</p>

## V 認可地縁団体同士の合併【法第260条の38～45】

### 1 背景

認可地縁団体の合併のニーズが高まっていること、合併や解散の手続きの負担を軽減するため、同一市町村内の合併に関する規定が新設されました。(令和5年4月1日施行)

### 2 合併の方法

吸収合併	合併する団体のうち一つの団体を除く全ての団体が消滅する合併 ⇒「合併後存続する団体」と「合併により消滅する団体」に変更する
新設合併	合併を行う団体すべてが消滅する合併であり、この合併により新しい団体が設立する ⇒「合併により設立する団体」と「合併により消滅する団体」に変更する

【吸収合併と新設合併の手続きは P16～P17 に示しています】

### 3 合併の認可の申請

合併により規約や区域の変更などが行われているので、合併後の団体が認可地縁団体としての要件を満たしていることの確認を受けるために、あらためて認可の申請を行います。

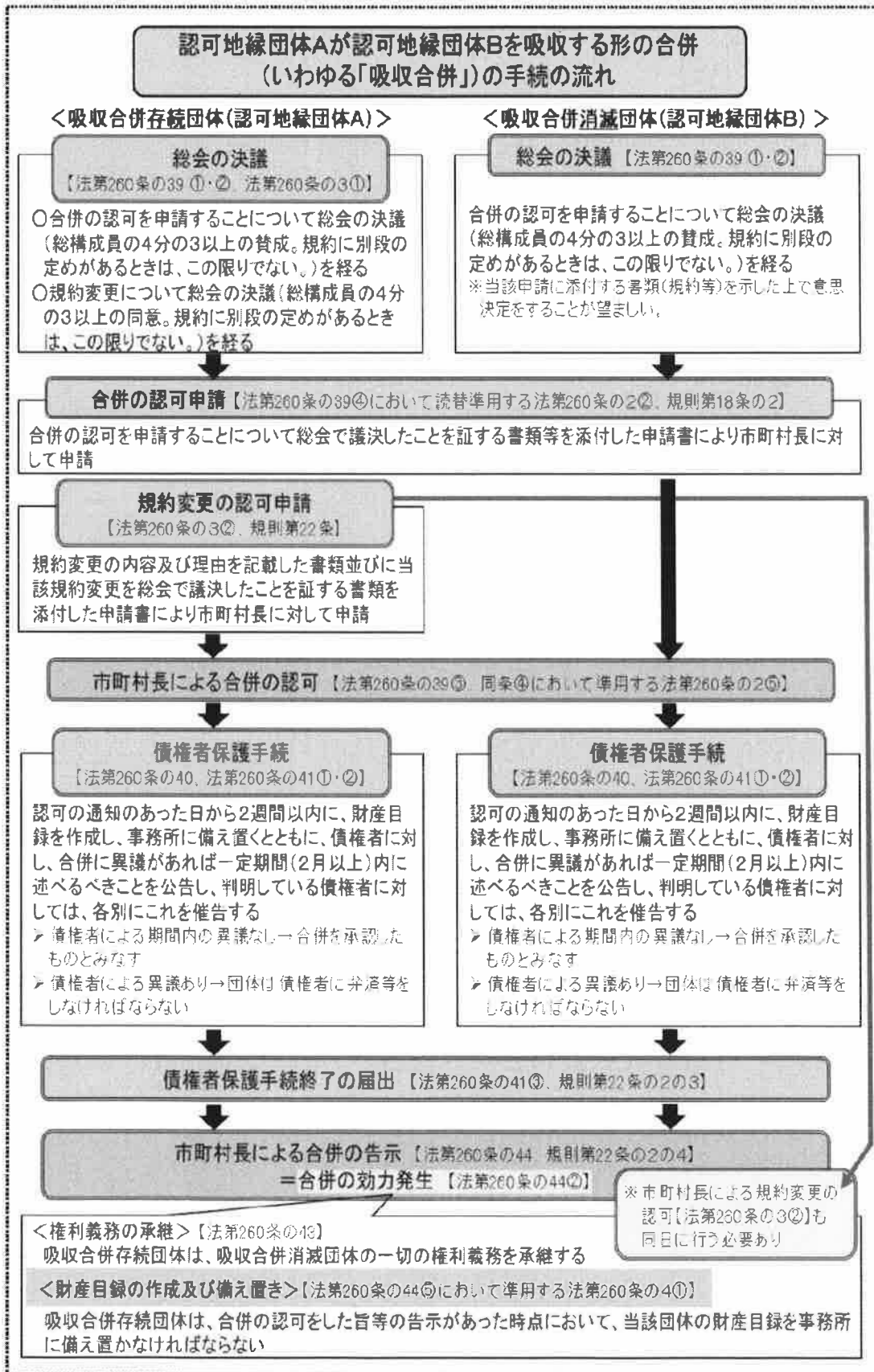
それぞれの総会の決議ののち、合併認可申請書(様式23)に次に掲げる書類を添えて、申請します。

書類		留意事項
①	合併後の認可地縁団体の規約	
②	合併の申請をすることを各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類(総会議事録)	総構成員の4分の3以上の賛成が必要。
③	合併後の構成員の名簿	構成員全員の氏名及び住所が記載されているものであれば、様式は問いません。住民の過半数が必要です。
④	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該団体同士が合併に向けて合同で行った打ち合わせの議事録</li> <li>当該団体同士が合併を見据えて実施した地域的な共同作業の活動記録等</li> </ul>
⑤	合併しようとする各認可地縁団体の規約	
⑥	申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類	
⑦	区域図	地点図、住宅地図等で、規約で定める区域が確認できる図面を添付します。
⑧	<u>裁判所による代表者の職務執行の停止の有無等(様式3)</u>	

#### 4 合併の手続きの流れ（吸収合併と新設合併で流れが異なります。）

【参考】令和5年3月10日付総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より抜粋

【参考】フロー図（(注) 図中の丸数字は項番号）



認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併して認可地縁団体Cを  
設立する形の合併(いわゆる「新設合併」)の手続の流れ

<新設合併消滅団体(認可地縁団体A)>

<新設合併消滅団体(認可地縁団体B)>

◎規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任\*した者が共同して行わなければならない。【法第260条の42】(※選任方法は任意)

総会の決議【法第260条の39①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る  
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

総会の決議【法第260条の39①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る  
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

合併の認可申請【法第260条の39④において誘替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市町村長に対して申請

市町村長による合併の認可【法第260条の39⑤、同条④において準用する法第260条の2⑤】

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- ▶ 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
- ▶ 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等しなければならない

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- ▶ 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
- ▶ 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等しなければならない

債権者保護手続終了の届出【法第260条の41③、規則第22条の2の3】

市町村長による合併の告示【法第260条の44、規則第22条の2の4】  
＝合併の効力発生【法第260条の44②】

<権利義務の承継>【法第260条の43】

新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を承継する

<財産目録の作成及び備え置き>【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】

新設合併設立団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない

## 5 合併の認可【法第 260 条の 39】

認可要件や提出書類などを審査し、要件を満たしている場合は、速やかに認可をし、認可決定通知書（様式 4）により通知します。

## 6 債権者保護手続き【法第 260 条の 40・41】

### (1) 手続きの開始

認可の通知のあった日から 2 週間以内に、財産目録（様式 1 2）を作成して事務所に据え置くとともに、債権者に対し合併に対し異論があれば一定期間（2 ヶ月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告します。

※期限内の異議がなければ、合併を承認されたと見なします。

※異議があれば、弁済等を行います。

### (2) 手続きの終了後

共同して、合併に係る債権者保護手続終了届出書（様式 2 4）を提出します。

## 7 合併の認可の告示【法第 260 条の 44 第 1 項】

認可後はつぎの事項を告示し、地縁団体台帳（様式 5）に記載します。  
この告示により、合併の効力が発生します。

- ① 合併後の団体の名称
- ② 合併後の団体の規約に定める目的
- ③ 合併後の団体の区域
- ④ 合併後の団体の主たる事務所
- ⑤ 合併後の団体の代表者の氏名及び住所
- ⑥ 合併後の団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無  
並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 合併後の団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- ⑧ 合併の団体の規約に解散の事由を定めたときは、その理由
- ⑨ 合併の認可の年月日
- ⑩ 合併前の各団体の名称
- ⑪ 合併により消滅する団体の名称、区域及び主たる事務所

## 【1 規約例】

<p style="text-align: center;">〇〇自治会規約（会則）</p> <p>第1章 総則</p> <p><u>（名称）※必須</u> 第1条 本会は、〇〇自治会と称する。</p> <p><u>（目的）※必須</u> 第2条 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 （1）会員相互の連絡に関すること。 （2）美化、清掃等区域内の環境の整備に関すること。 （3）集会施設その他の資産の維持管理、運営に関すること。 （4）福利、厚生に関すること。 （5）文化、体育、レクリエーション等に関すること。 （6）その他、目的達成に必要なこと。</p> <p><u>（区域）※必須</u> 第3条 本会の区域は、大竹市〇〇区△△町×番□号から××番□□号までとする。</p> <p><u>（事務所）※必須</u> 第4条 本会の事務所は、〇〇集会所（大竹市〇〇区△△町×番□号）に置く。</p> <p>第2章 会員</p> <p><u>（資格）※必須</u> 第5条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。 2 本会は、正当な理由がない限り区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならない。</p> <p><u>（会費）</u> 第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p><u>（退会等）</u> 第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。 （1）第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合 （2）本人より退会届が会長に提出された場合</p>	<p>○名称に制限はありません。</p> <p>○団体の権利能力の範囲を具体的に定めます。 ○スポーツや芸術など、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。</p> <p>○地番や住居表示で表示されることが理想ですが、「▽町××のうち□川の北の区域」など客観的に認識できる場合も可能です。</p> <p>○「代表者の自宅に置く」でも可能です。</p> <p>○年齢・性別・国籍等による制限はできません。 区域以外の者は会員になれません。 ○「世帯」ではなく「個人」が会員になります。 ○「正当な理由」はその者の入会によって会の運営が著しく損なわれる場合が考えられますが、極めて例外的な場合に限られます。</p> <p>○本人の退会の意思にいかなる制約をつけてもいけません。</p>
--	--

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 役員

(種別) ※代表者に関する事項は必須

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(選任)

第9条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(任期)

第11条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### 第4章 総会

(種別) ※会議に関する事項は必須

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

○会長を1名置きます

○第10条第2項の関係で、副会長を置きます

○その他の役員は「会計」「書記」など具体的な名称で定めても差し支えありません。

○監事を1人又は複数名置くことが適当です。

○監事が会長・副会長・その他の役員と兼職することは、会の執行を監査する役職上避ける必要があります。

○会長が事故等により代表権を行使できなくなった場合に備えて副会長がその職務を代行する旨を規定します。

○第8条で「会計」「書記」等の設置を規定した場合は、「会計は本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」「書記は会務を記録する」等職務を明らかにすることが適当です。

<p>(権能) 第14条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。</p> <p>(開催) 第15条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき。 (2) 全会員の5分の1以上から請求があったとき。 (3) 第10条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。</p> <p>(招集) 第16条 総会は、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その請求のあつた日から<u>30日以内</u>に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(議長) 第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。</p> <p>(定足数) 第18条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。</p> <p>(議決) 第19条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(表決権) 第20条 会員は、平等に表決権を有する。ただし、利害関係を有する会員は、その議事について表</p>	<p>○総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任した者を除きすべての事項について議決できます。なお規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものは規約をもってしても他へ委任できません。</p> <p>○法第260条の13により、通常総会は毎年1回は開催します。法第260条の4により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があるため、総会も3か月以内に開催します。</p> <p>○相互に議論できる環境であれば、「WEB会議」「テレビ電話」「電話会議」などにより総会を開催することも可能とされています。</p> <p>○5分の1は規約により増減できますが、会員の総会招集を求める権利を奪うことにならないよう留意します。</p> <p>○常識の範囲内で招集します。</p> <p>○法第260条の15によります。</p> <p>○議長は会員から選出します。「総会の議長は、会長がこれに当たる」と規定しても差し支えありません。</p> <p>○地方自治法において定足数の定めはありませんが、半数以上に規定することが適切です。定足数には第21条の書面又は電磁的方法による表決を行った会員及び委任により代理公使した会員数を含みます。</p> <p>○地方自治法において定足数の定めはありませんが、このように規定することが適切です。議決数には第21条の書面表決を行った会員及び委任により代理公使した会員数を含みます。</p> <p>○「この規約に定めるもののほか」とは特定の事項について出席会員の3分の2(4分の3)以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。</p> <p>○評決権は会員一人一票を原則とします。</p> <p>○未成年者の評決権の行使は、民法第5条により法定代理人の同意が必要です。よって、親権者</p>
--	---

<p>決権を有しない。</p> <p>2 次の各号を除き、会員の表決権は、世帯で1個とする。</p> <p>(1) 規約の改正に関すること</p> <p>(2) 財産の処分に関すること</p> <p>(3) 解散に関すること</p> <p>(4) 代表者や監事の選任に関すること</p> <p>(書面表決等)</p> <p>第21条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第18条及び第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数及び出席者数（書面等表決者及び表決委任者を含む）</p> <p>(3) 開催目的、審議事項及び議決事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>第5章 役員会</p> <p>(構成)</p> <p>第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。</p> <p>(権能)</p> <p>第24条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。</p> <p>(招集等)</p> <p>第25条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。</p> <p>2 会長は、役員のおよそ3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以</p>	<p>の代理又は同意により行使します。</p> <p>○会員一人一票の原則の例外として、世帯全体で一票とします。これに該当するのは、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが、沿革的にも実体的にも地域社会において是認され合理的と認められる事項に限られます。</p> <p>○総会における評決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、この原則を徹底すると事実上総会の開催が困難になるため、この規定を置くことが適当です。</p> <p>○電磁的方法とは、「電子メール」「WEB サイト」「アプリケーションの利用」「情報をディスク等に記録し、当該ディスクを交付する」など</p> <p>※令和3年9月から、規約に定めることにより電磁的方法による表決も可能になりました</p> <p>○議事録は、会議が有効に成立し、有効に議決したことを証明するために作成します。</p> <p>○団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々開催することは実務上困難であることから、役員会で実務上の執行に関する事項等を決定します。</p> <p>○監事は、会の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参加しないことが適当です。</p> <p>○常識の範囲内で招集します。</p>
--	--

<p>内に役員会を招集しなければならない。</p> <p>3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審査事項を記載した書面をもって○日前までに通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第26条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(定足数等)</p> <p>第27条 役員会には、第18条、第19条、第21条、及び第22条の規定を準用する。この場合について、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>(構成)</p> <p>第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 別に定める財産目録記載の資産</p> <p>(2) 会費</p> <p>(3) 活動に伴う収入</p> <p>(4) 資産から生ずる果実</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>(管理)</p> <p>第29条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。</p> <p>(処分)</p> <p>第30条 本会の資産で第28条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供す場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。</p> <p>(支弁)</p> <p>第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第32条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年度開始後において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算)</p>	<p>○常識の範囲内で招集します。</p> <p>○資産に関する事項は必須。構成・取得・管理・処分を定めます。</p> <p>○「財産目録」は法第260条の4に基づき設立時及び毎年度3ヶ月以内に作成します。</p> <p>○資産の管理・運用等は役員会の定めるところにより、会長が執行することが適当です。</p> <p>○団体の活動上重要な固定資産の処分等については、団体の特別の議決(4分の3以上の議決)により行うことが適当です。</p> <p>○年度当初から総会開催までの間は予算が成立しておらず支出行為ができないので、このように定めておきます。</p>
---	--

第33条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

(変更)

第35条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得た後、大竹市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第36条 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第37条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第38条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかねばならない。

(委任)

第39条 この規約の施行に際し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

1 この規約は、○年○月○日から施行する。

○規約の変更は、法第260条の3の規定により総会の専権事項です。役員会等で変更することはできません。

○議決数の「4分の3」の定数は変更できますが、規約変更という重要以降を少数の会員の意思により決することがないよう、慎重であるべきと解釈されます。

○規約の変更は、法第260条の3第2項の規定により、市長の認可をうけなければ効力を生じません。

○解散事由

ア 破産・・・当然解散

イ 認可の取り消し・・・当然解散

ウ 総会員の4分の3以上の承諾

・・・総会の専決事項

エ 会員（構成員）の欠乏・・・当然解散

○法第260条の31第1項により解散した認可地縁団体の財産は規約で指定できますが、営利団体を帰属権利者とするは適当ではありません

○構成員名簿と財産目録は必ず作成し事務所に備え付けます

○規約執行上の細則等を定めることについては、会長・役員等に委任する旨の総会の議決が必要です。細則としては、総会の議事運営規定、弔慰金支給規定、旅費規程等が考えられます。

## 【2 議事録例】

### 〇〇自治会臨時総会議事録

- 1 開催日時 : 〇年 〇月〇〇日 (〇) 午後 〇時
- 2 開催場所 : 〇〇〇集会所
- 3 出席人員 : 会員総数 〇〇〇名  
出席会員数 〇〇〇名  
内訳 (本人出席 〇〇名 委任状出席 〇〇名)  
定足数を超えたことにより総会成立。
- 4 議案 :
  - 第1号議案 「地方自治法第260条の2による法人化認可申請について」
  - 第2号議案 「認可申請のための自治会規約作成について」
  - 第3号議案 「認可申請のための保有資産の確定について」
  - 第4号議案 「認可申請のための構成員の確定について」
  - 第5号議案 「認可申請における代表者の決定、及びその他の役員の決定について」
- 5 会議の経過概要
  - 〇〇〇〇氏が議長となり、開会を宣言し、直ちに議案の審議に入った。
    - (1) 第1号議案 「地方自治法第260条の2による法人化認可申請について」

〇〇〇〇氏は、これまでの経緯と、現状及び今後の計画を説明し、法人化申請を行うという提案趣旨を述べた。  
議長は会に審議を求め、討議の結果満場一致で可決承認された。
    - (2) 第2号議案 「認可申請のための自治会規約作成について」

〇〇〇〇氏が法人化のためには規約が必要であることを説明し、その上で規約作成案を説明した。  
特に質問や意見がないため、議長が議案に対する賛否を求めたところ、満場一致で原案通り可決承認された。
    - (3) 第3号議案 「認可申請のための保有資産の確定について」

〇〇〇〇氏が認可申請にあたり、申請添付書類として保有資産目録を作成する必要性について説明し、〇月〇日現在で作成の目録により確定したいとし、その上で目録を読み上げた。  
特に質問や意見がないため、議長が議案に対する賛否を求めたところ、満場一致で原案通り可決承認された。
    - (4) 第4号議案 「認可申請のための構成員の確定について」

〇〇〇〇氏が、申請の際の構成員を本日現在の会員(会員名簿搭載者)とすることを提案した。

特に質問や意見がないため、議長が議案に対する賛否を求めたところ、満場一致で原案通り可決承認された。

(5) 第5号議案 「認可申請における代表者の決定、及びその他の役員の決定について」

〇〇〇〇氏が、認可申請にあたり、認可後の自治会の代表者となるべきものを決定する必要があるが、その他の役員についてもいずれ選任する必要があるので、併せて決定したい旨説明し、現在の自治会役員をそのまま認可後の自治会役員とすることを提案した。

特に質問や意見がないため、議長が議案に対する賛否を求めたところ、満場一致で可決承認され、各候補者ともその場で就任を承諾した。

従って、代表者としては現会長の〇〇〇〇氏が就任することとなった。

議長が、出席者の中から議事署名人として、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏を指名し、本人も承諾した。

以上をもって議案の全審議を終了したので、午後 〇時〇〇分、議長は閉会を宣言した。

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人が下記に署名又は記名押印する。

〇年 〇月〇〇日

議長 〇 〇 〇 〇 ※

議事録署名人 〇 〇 〇 〇 ※

議事録署名人 〇 〇 〇 〇 ※

※署名又は記名押印。